

茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表（修正骨子案）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 (略) 第5 避難対策 (略) 市は、火山災害の発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。 また、市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたっては、要配慮者に配慮するとともに、<u>男女共同参画</u>の視点に配慮した生活環境の確保等に努めます。 (略)</p> | <p>P 1 8 5 第3章 火山災害対策 第4節 災害時の応急対策活動 (略) 第5 避難対策 (略) 市は、火山災害の発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。 また、市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたっては、要配慮者に配慮するとともに、<u>男女双方</u>の視点に配慮した生活環境の確保等に努めます。 (略)</p> |